

---

次に行きます。

3 問目、「入札改革をさらに進めるために」として聞きます。

木津町時代からの種々の提案を私は入札問題についてはしてきました。この4月から、早速、水道業務課の入札公告や結果もホームページ上で公表されるようになり、市のこの入札改革の姿勢は評価する部分が非常に多いのであります。また、近隣の市町の住民の方からも評価の声が届いておりますし、担当にもお伝えしております。そこで、さらなる姿勢を求めて、以下3問質問します。

1 問目、今年度、本庁舎の清掃業務が3年間の長期継続契約がされたと聞きます。ホームページで見ました。その考え方を聞きたいと思えます。

2 問目、公益通報システムの導入並びに口利き防止のための施策などを進めるべきとの考えを私は幾度も伝えてまいりました。その都度、副市長は、現在の範囲では不正が起こらないよう法令遵守でというようなご趣旨の答弁をされていたと記憶しております。いま一度、この制度について、現在の考え並びに現時点での方法をお聞かせください。

3 問目、「建設工事と技術者の配置について」として、木津川市建設部の考え方がホームページでアップされております。この考えの中では、建設業法第19条の2第1項「現場代理人について」、木津川市は二つの条件を規定されております。すなわち、現場代理人に常駐を求めて、他の工事と兼務できないとしていることと、現場代理人に請負者と直接かつ恒常的な雇用関係を求めているということです。そこで単刀直入にお聞きしたいと思えます。

まず、我々市議会議員が、私、現在も含めて、将来も含めてのことです。現場代理人となった事例はありますか、旧町の時代はどうでしたか、また市としてこれを認めるお考えでしょうか。

以上、3点お聞かせください。

○議長（中野 重高） 建設部長。

（建設部長 炭谷 育夫君登壇）

○建設部長（炭谷 育夫） 建設部長でございます。

呉羽議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方公共団体の行う契約は、一般的に年度内を期限とする契約としておりますが、長期継続契約は、この例外として年度を超える期間の契約をできる制度でございます。

これは、従来長期継続契約を定めた地方自治法第234の3が平成16年5月に改正、施行されましたことから、これまでの契約に加え、新たに政令で定まる契約につきまして長期継続契約を締結することができるようになりましたが、この政令で定める契約では、物品の借り入れ、または役務の提供を受ける契約を長期継続契約の対象にする場合には、条例で定める必要があることから、本市においては、平成19年3月、条例第62号、木津川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例で庁舎の保守管理事務の委託契約について定めております。

一般的に長期継続契約により期待される効果といたしましては、商習慣の実

態に即した契約の履行、入札契約事務の簡素化・効率化、複数年の期間を明確に設けて入札・契約することによる競争性の向上、長期に安定的に契約することによる契約金額の抑制、受託者・事業者の安定的な業務の遂行などが上げられます。

このようなことから、長期継続契約による契約を本市と締結した業者は長期の安定的な収入を得られることから、雇用の確保が安定し、健全な業務運営ができるものと思われます。

この競争入札による長期継続契約の導入につきましては、行政の立場といたしまして、市民の皆様からお預かりした税金を有効活用するため、委託業務の適正価格と優良企業による確実かつ安定した作業を目指したことによるものでございます。

公益通報システムにつきましては、法令遵守の徹底を図り、不正を未然に防止するために有益な制度であると考えておりますので、本市におきましても体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、口利き防止のための施策といたしましては、協議や相談の経過を記録に残すとともに上司への報告を行うよう、日ごろより職員への周知を行っているところでございます。

議員と現場代理人に関するご質問でございますが、木津川市においては、旧町時代も含め、確認できる範囲では、これまでのところ該当する事例はありません。

議員ご指摘のとおり、木津川市では、工事請負契約書第10条において現場代理人の現場への常駐を、共通仕様書において請負者との直接かつ恒常的な雇用を求めており、原則として他工事との兼務はできませんので、お尋ねのような事例が生じた際は、これらに照らして総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（中野 重高） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○8番（呉羽 真弓） まず、長期継続契約にかかわってです。

これは、今までは電子計算とか機械警備、保守管理などの、そういう意味での長期継続契約はありました。しかし、私はこれは債務負担行為を制定しなくてもいいので、予算に隠れたりするわけですので、安易にしてほしくないという思いがずっとありました。もし、長期継続契約をするのであれば、した一覧表なりを予算書に添付するようとか、予算審議のときに一覧表を求めてきたというようなことが過去にありましたので、その意味でお尋ねしたいなというふうに思っております。

今回のような清掃業務委託、3年間の契約というのは本当初めてだと思えますので、予定価格は5,365万円というふうになっていました。そして、落札率が52.64%、確かに言われるように、効率化であったり継続してとい

うようなことはあるかもしれませんが、この参加業者が昨年の16業者から5社へと大きく減でありました。そういう意味からしたら、市内業者の参画したくても参画できないような状況になったのではないかなというふうに危惧します。

先ほど言われた契約事務規則25条にありますのが、市が管理する施設の保守管理業務の委託に関する契約です。これは保守管理業務に当たるのでしょうか。機械管理であれば保守管理業務と言うんですけれども、役務の提供のこの清掃業務が保守管理業務の委託に関する契約に当たるというご判断をされたと思いますが、私はちょっとこういう業務を3年間の固定でされるというのは疑問です。

つまり、債務負担行為をしていないので、この予算の3分の1しか私たちは議決していることになっていないというふうにも思いますので、安易なこういう取り扱いはすべきではないというふうに思いますが、そのことについて確認させてください。

○議長（中野 重高） 建設部長。

（建設部長 炭谷 育夫君登壇）

○建設部長（炭谷 育夫） 建設部長でございます。

今ご指摘の安易に長期継続契約を結ぶのではなく、正規な考え方を持ってやれということでございますが、私どもといたしましても、雇用の安定、そういうことも含めましてやったわけございまして、また契約の公平性等を含めましていろいろと検討した結果ございまして、また他市町村の長期継続契約の状況も見合わせながらやったものでございます。

以上でございます。

○議長（中野 重高） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○8番（呉羽 真弓） 昨年度は16業者が参加しておりました。そして、落札率は、昨年度は54%だったんですけれども、9カ月の契約ということで、それと同じところが落札を今回もされているわけです。引き続き、つまりだから3年9カ月にわたり同じところが落札されて続けられるということです。今年度、先ほど言いましたように、5社の参加しかなかったというところ。郵便の一般競争入札というところ。

やっぱりそこら辺、他市の状況がどうだったかというのをご判断をされたと聞きましたが、こういう取り扱いというのは他市で行われているんですか。毎年度契約をする、業務委託に対しては広く市内業者を活用するという形で進めたいなというふうに指摘して、この問題については考えておいていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

続きます。

次の、公益通報者システムについてですけれども、非常に前進なお答えをい

いただきました。体制の整備を図ってまいりたいと考えておりますということで、やはり公益通報者保護法が2006年4月1日から施行されておりますので、そういう意味からしたら、木津川市としてもきちんと制度をつくり、それをマニュアル化したり共有化したり広報したりということが今後必要かなというふうに思いますので、これについては前向きな対応を求めます。それを確認する答弁でしたので、これについては答弁は結構です。また、随時、進捗状況を追跡していきたいと思います。

最後の現場代理人と議員に関する質問のところですが、これは木津川市のホームページにあったので私もチェックできたわけですが、今はないですよと、総合的に判断しますよということでした。

総合的に判断するよりも何も、常駐であるとか、例えば現場に常駐しなければならないというふうになっているわけですので、そういう意味からしたら、議員という職責がある以上、なかなか現場常駐というのが阻まれるというふうに思います。

その常駐の要件というのが「特別な理由がある場合を除き」というふうになっておる関係上、やはり木津川市としては明快な形で、議員がそういうところには入るものは認めませんよという姿勢があってもいいんじゃないかというふうに思いますので、生駒市なんかでは、そういう姿勢をお伝えしているように聞きますので、木津川市の姿勢、個別の判断ではなくて、経常的に判断すべきというふうに思いますので、そのことについて再度確認させてください。

○議長（中野 重高） 建設部長。

（建設部長 炭谷 育夫君登壇）

○建設部長（炭谷 育夫） 建設部長でございます。

議員の方でも現場代理人を認めるかということでございますが、基本的には、現場代理人の要件を満たすということであれば、これを可とするものと考えますが、あわせて公共工事に対する信頼性を損なうことのないよう、諸般の事情等も考慮しながら総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

また、その要件でございますが、入札申し込み3カ月前からの雇用関係、また請負工期の間、現場に常駐することができると、こういうことが条件でございますので、こういうことも判断の材料というふうになると考えております。

以上でございます。

○議長（中野 重高） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○8番（呉羽 真弓） それと、一つ、このホームページでアップされてる資料の中で、「条件付一般競争入札は除く」というところで、資料の提示を除いている部分があります。それは、木津川市市内業者ということだと思んですけども、条件付一般競争入札ということは。それに、主任技術者であるとか、

直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類は要りませんよというふうになっております。これは改めるべきだというふうに思います。市内業者であっても、きちんと確認をしてそういう手続がされるべきだというふうに思います。

なぜ、このマニュアルが、工事発注の監理技術者制度運用マニュアルというのが平成16年3月1日、国から出されております。その資料がありますけれども、なぜこういう資料が出てきたかと言うと、この現場常駐制度は現場で重大事故が発生したときなどに、もとの請負の監督が不在であったり、下請に工事が丸投げであったりして連絡がとれない事例がたびたび重なったため、国が事態を重く見て、監督員の配置義務制度を設けたという背景があるというふうに聞きます。法の精神や法の立法の経緯を十分知った上で取り扱うことが重要だというふうに思うわけです。

先ほど、兼業規定のお話はしておりませんが、兼業禁止に該当する場合は請負そのものができませんが、従業員ならこの規定は該当しないということで、そういう意味では総合的に判断するというお言葉だと思いますが、公共工事に対する市民の信頼を失わないようにするという意味では、私は再度指摘したいと思いますが、議員を主任技術者または現場代理人等にすることは認めないというふうにすべきだというふうに指摘したいと思いますので、その考え方について再度お聞かせいただいて、この質問については終わりたいと思いますので、最後の答弁と思って答えてください。

○議長（中野 重高） 建設部長。

（建設部長 炭谷 育夫君登壇）

○建設部長（炭谷 育夫） 公共工事に関する信頼、こういうものについては、損なうことのないよう、諸般の事情も考慮しながらやっていきたいというふうに思っております。ご指摘のように、私も好ましくないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中野 重高） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○8番（呉羽 真弓） ありがとうございます。